

定 款

(2023年3月1日改正)

2022年6月29日改正附則削除

株式会社 中西製作所定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社中西製作所と称し、英文では、NAKANISHI MFG. CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 集団給食設備の設計施工。
2. 衛生水道設備の設計施工。
3. 総合厨房機械器具の製造ならびに販売。
4. 食品加工機械器具の製造ならびに販売。
5. 厨房施設に係る関連商品の販売。
6. 厨房機械器具および食品加工機械器具ならびに厨房施設に係る関連商品の輸出入。
7. 古物営業法に基づく中古厨房機械器具ならびに中古食品加工機械器具の買取および販売。
8. 厨房機械器具および食品加工機械器具の保守。
9. 厨房機械器具および食品加工機械器具のリースならびにレンタル。
10. 給排水、衛生設備、ガスおよび電気設備工事。
11. 厨房施設、調理システムおよび衛生管理に係るコンサルティング。
12. 食品および食品原材料の販売ならびに輸出入。
13. 建築物の設計および管理。
14. 不動産の賃貸および管理。
15. 特定目的会社および特別目的会社の設立ならびに P F I 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づく公共施設等の建設、維持管理運営業務。
16. 前各号に付帯する一切の事業。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、1,700万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第 8 条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第 10 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第 12 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第 13 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 14 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 16 条 当社に取締役 15 名以内を置く。

(選任)

第 17 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 18 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(代表取締役および役付取締役)

第 19 条 取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第 20 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意志表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- 4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

- 第 21 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

- 第 22 条 当社に監査役4名以内を置く。

(選 任)

- 第 23 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

- 第 24 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

- 第 25 条 監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監 査 役 会)

第 26 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事 業 年 度)

第 28 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第 29 条 株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第 30 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 31 条 期末配当金または中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。